	③製造業者等の氏名又は名称 ④当該製品が住宅建築材料用である旨		・フロン類等の数量は、当該製品に含有される割合を百分率で表示すること。

附　則

この告示は、平成27年４月１日から施行する。ただし、第三の規定は、平成27年10月１日から施行する。

○経済産業省告示第五十三号

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成十三年法律第六十四号）第十二条第一項及び第十四条の規定に基づき、専ら噴射材のみを充塡した噴霧器の製造業者等の判断の基準となるべき事項を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日　　経済産業大臣　宮沢　洋一

専ら噴射材のみを充塡した噴霧器の製造業者等の判断の基準となるべき事項

第一　環境影響度の目標値及び目標年度

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行令（平成13年法律第396号）第１条第３号に規定する専ら噴射材のみを充塡した噴霧器（以下「ダストブロワー」という。）の製造業者等（フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第２条第７項に規定する者をいう。以下同じ。）は、次の表の右欄に掲げる区分ごとに、目標年度（次の表の左欄に掲げる年の４月１日から翌年３月31日までをいう。）以降の各年度において国内向けに出荷する製品に使用されたフロン類及びフロン類代替物質（以下「フロン類等」という。）の環境影響度（地球温暖化への影響の程度であって、フロン類等の種類ごとに地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値として国際的に認められた知見に基づき経済産業大臣が定める係数（平成27年経済産業省告示第54号）で表されたものをいう。以下同じ。）の低減について、環境影響度を製造業者等ごとの出荷量で加重平均した値が、次の表の中欄に掲げる値を上回らないようにすること。

区分	環境影響度の目標値	目標年度
ダストブロワー	10	2019

第二　指定製品の製造事業者等が取り組むべき事項について

１　ダストブロワーの製造業者等は、フロン類の製造業者やフロン類使用製品の使用者と連携し、安全性、経済性、健康影響等に配慮しつつ、フロン類を使用しない製品や環境影響度の低い物質等を用いた製品の開発及び商品化に努めるものとする。また、オゾン層の破壊をもたらさず、かつ、地球温暖化に深刻な影響をもたらさないこと（ノンフロン・低ＧＷＰ化）を達成した製品群については、その状態を維持するものとする。さらに、開発した製品の安全性等の関連情報の収集及び提供等に努めるものとする。

２　ダストブロワーの製造業者等は、製品の設計及び製造等に当たっては、フロン類の充塡の工程での一層の漏えい低減等に配慮するとともに、これらの情報を開示し、使用者の商品選択の際の参考情報として活用できるよう努めるものとする。

３　ダストブロワーの製造業者等は、ダストブロワーの使用者にもフロン類使用製品に係る使用の合理化や管理の適正化への取組の必要性について容易に理解が可能な表示の充実に努めるものとする。

第三　表示事項等

次の表の第１欄に掲げる製品の製造業者等は、同表の第１欄に掲げる製品の区分ごとに、次の事項を表示するものとする。

製品の区分	本体への表示事項	カタログへの表示事項	その他遵守事項
ダストブロワー	①使用するフロン類等の種類、数量及び環境影響度 ②品名及び形名 ③製造業者等の氏名又は名称 ④目標値及び目標年度	・本体への表示事項	・フロン類等の数量の単位は、グラム単位で表示すること

附　則

この告示は、平成27年４月１日から施行する。ただし、第三の規定は、平成27年10月１日から施行する。

○経済産業省告示第五十四号

エアコンディショナーの製造業者等の判断の基準となるべき事項を定める件（平成二十七年経済産業省告示第五十号）、冷蔵機器及び冷凍機器の製造業者等の判断の基準となるべき事項を定める件（平成二十七年経済産業省告示第五十一号）、硬質ポリウレタンフォーム用原液の製造業者等の判断の基準となるべき事項を定める件（平成二十七年経済産業省告示第五十二号）及び専ら噴射材のみを充塡した噴霧器の製造業者等の判断の基準となるべき事項を定める件（平成二十七年経済産業省告示第五十三号）に基づき、フロン類等の種類ごとに地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値として国際的に認められた知見に基づき経済産業大臣が定める係数を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日　　経済産業大臣　宮沢　洋一

フロン類及びフロン類代替物質（以下「フロン類等」という。）の種類は、次の表の中欄に掲げるとおりとし、フロン類等の種類ごとに地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値として国際的に認められた知見に基づき経済産業大臣が定める係数（以下「告示係数」という。）は、同表の中欄に掲げるフロン類等の種類ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

ただし、同表の中欄に掲げる物質の二以上の種類のものを混和したもの及び同表の中欄に掲げる物質を他の物質と混和したもの（以下「混合物」という。）の告示係数は、混合物のうち国際標準化機構の規格五一四九／一に定めのあるものについては、同規格に基づく値とし、それ以外のものについては、当該混合物中の物質の混和の質量の割合に、当該物質に係る同表の右欄に掲げる係数を乗じて得られる値を算定し、当該物質ごとに算定した値を合計して得た値（一未満の端数があるときは、その端数を四捨五入して得た値）とする。

1	ジクロロフルオロメタン（別名ＨＣＦＣ―21）	20
2	クロロジフルオロメタン（別名ＨＣＦＣ―22）	1810
3	ジクロロトリフルオロエタン（別名ＨＣＦＣ―123）	77
4	クロロテトラフルオロエタン（別名ＨＣＦＣ―124）	609
5	ジクロロジフルオロエタン（別名ＨＣＦＣ―132）	47